

資料4-3

子ども・子育て新制度に係る各種基準条例（案）についての考え方

平成27年4月から本格的な実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」に伴い、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定により、市町村において新たに各種事業の運営や設備の基準を条例で定める必要があり、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業について基準の条例を制定する。

1. 施設・事業の種別

(1) 教育・保育施設

認定こども園・幼稚園・保育所

(2) 地域型保育事業

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4事業

(3) 放課後児童健全育成事業

学童保育

2. 認可・確認

種別	施設・事業	認可権者・確認権者	対応する基準
認可	教育・保育施設	都道府県	施設ごとに都道府県が策定
	地域型保育事業	市町村	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）
確認	教育・保育施設	市町村	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）
	地域型保育事業		
届出	放課後児童健全育成事業（学童保育）	市町村	放課後児童健全育成事業の及び運営に関する基準（設備運営基準）

- ・認可…国、都道府県、市町村以外の者が事業を行う際に必要
- ・確認…当該施設・事業を給付による財政支援の対象とするのに必要であり、利用定員の設定とあわせて行う
- ・届出…国、都道府県、市町村以外の者が事業を行う際に必要

3. 条例制定の方針

(1) 条例制定にあたって従うべき基準・参酌すべき基準

子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定により、市町村は設備運営基準の条例を定めなければならないが、条例を制定するにあたっては、定める内容ごとに、「国が定める基準（内閣府令又は厚生労働省令）」に「従って」、あるいは「参酌して」、定めなければならない。

【根拠法】

- ・ 子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項
- ・ 児童福祉法第34条の8の2第2項、第34条の16第1項

○府省令で定める基準に従って条例に規定するもの…「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準。

○府省令で定める基準を参酌して条例に規定するもの…「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。

(2) 佐倉市の基本的考え方について

基準条例の作成にあたっては、法律の規定により国が示した基準（府省令）を満たすことを基本とし、検討を行ってきたが、従来の本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないと判断されることから、原則として、国の基準（府省令）をもって本市の基準とすることとし、「従うべき基準」「参酌すべき基準」のいずれも国の基準どおりとして条例案を作成している。

なお、原案では、一部、本市独自の基準として設定しているものがある（事業所内保育所の乳児室の乳児一人当たり面積を小規模保育事業と同様となるよう1.65㎡から3.3㎡としている。）。

4. 制定する条例

(1) 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新制度では、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市長が、給付による財政支援の

対象であることを確認することとされている。確認にあたっての基準として、利用定員、運営基準、業務管理体制等について、平成26年4月30日付内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

- ・従うべき基準による規定

条例案の第4条、第5第1項、第6条（第5項を除く。）、第7条、第13条、第15条、第24条から第27条、第32条、第35条、第36条、第37条、第38条第1項、第39条（第4項を除く。）、第40条、第42条第1項から第3項、第43条、第44条、第51条、第52条、附則2号から7号

- ・参酌すべき基準による規定

上記以外の部分

（2）佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、児童福祉法の改正により、①家庭的保育（利用定員5人以下）、②小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、③居宅訪問型保育、④事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）が創設され、市長が認可することとされており、認可にあたっての基準について、平成26年4月30日付厚生労働省令第61号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

- ・従うべき基準による規定

条例案の第7条、第11条ただし書き（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第12条から第14条、第16条、第17条、第21条、第23条（調理設備に関する部分に限る。）、第24条、第26条（第31条、第32条、第37条、第42条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。）、第28条、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条、第32条、第34条第1号（調理設備部分に限る。）及び第4号（調理設備部分に限る。）、第35条、第36条、第38条、第40条、第41条、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室部分に限る。）、第45条、第46条、第48条、附則第2号から第5号

- ・参酌すべき基準による規定

上記以外の部分

(3) 佐倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新制度では、児童福祉法の改正により、市町村は、放課後児童健全育成事業（学童保育）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、平成26年4月30日付厚生労働省令第63号「放課後児童健全育成事業の及び運営に関する基準」を踏まえ、条例で定める。

- ・従うべき基準による規定

条例案の第11条（第4項を除く。）、附則第2号

- ・参酌すべき基準による規定

上記以外の部分